「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」による 緑地(樹林地、草地等)の保全のための制限が適用される区域内における 行為の許可等の申請に関する手引

標記条例(以下「地区計画条例」といいます。)により<u>緑地(樹林地、草地等)の保全のため</u>の制限が適用される区域内で、地区計画条例で制限を受ける行為をする場合は、許可等の申請の**手続が必要**になりますので、本手引を確認の上、申請図書を作成してください。

~手続の流れ~

1 制限内容及び該当区域の確認

該当する地区計画の制限内容及び該当区域等について確認してください。

○地区計画について

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/index2.html#chikutoha

○地区計画の区域・内容等の一覧

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html

- ○地区計画条例別表第11 緑地(樹林地、草地等)の保全のための制限が適用される区 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/chiku.html
- ○地区計画に関する届出の案内

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/todokede.html

 \bigvee

2 行為制限における許可等の申請

<u>緑地(樹林地、草地等)の保全のための制限が適用される区域内で、条例により制限を受ける行為をする場合は、許可等の申請の手続が必要</u>になります。

○申請等の様式

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/tikuryokka/kenchikubutsu.html

○申請等の窓口

みどり環境局公園緑地管理課 公園緑化協議担当

住所:〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

 $T \in L : 045-671-3946$

※ 午後は担当者が検査等で不在となりますので、手続、相談等は午前中にお願いします。

~申請図書について~

申請書及び添付図書は正1部、副1部を提出してください。副本は照合し、返却します。行為によって、提出する図書が異なりますので、次表を参照してください。

由き始の発掘	由き事体の母子	添付図書
申請等の種類	申請書等の様式	
地区計画条例第 16 条	緑地の保全のための制限が適用さ	・設計書(事務手続要綱 様式(緑地保全)
第1項本文による許	れる区域内行為(行為変更)許可	第2号から第6号)までのうち該当する図
可申請	申請書(事務手続要綱 様式(緑	書
	地保全)第1号)	• 付近見取図
地区計画条例第 16 条	緑地の保全のための制限が適用さ	・現況図
第8項による協議	れる区域内行為(行為変更)協議	・現況写真
	申出書(事務手続要綱 様式(緑	・地区計画条例第 16 条第1項各号に掲げる
	地保全)第 12 号)	行為の区分に応じた図書(下表参照)
		・委任状(申請者以外の方が手続きをする場
		合)
		行為の区分 図書の種類
		第1号に掲げ 配置図その他の当該行為の
		る行為 概要を記載した図書
		第2号、第4 造成計画平面図、造成計画
		号又は第5号 断面図その他の当該行為の
		に掲げる行為 概要を記載した図書
		第3号に掲げ、計画図
地区到面及周塔 10 及	対地の個人のための制門が英田と	4.10日時間
地区計画条例第 16 条	緑地の保全のための制限が適用さ	
第4項による通知	れる区域内行為(行為変更)通知	・現況図
	書(事務手続要綱 様式(緑地保	・現況写真
	全) 第9号)	・当該行為の概要を記載した図書
		・委任状(申請者以外の方が手続きをする場
地区1m 友別第 1c 友	緑地の保全のための制限が適用さ	合) - 化海里吸回
地区計画条例第 16 条		• 付近見取図
第5項による届出	れる区域内行為着手済届(事務手	・現況写真
	続要綱 様式(緑地保全)第 10	・当該行為に着手する前の当該行為地の状況
	号)	を示す図書
地区計画条例第 16 条	緑地の保全のための制限が適用さ	・当該行為の概要を記載した図書
第6項による届出	れる区域内非常災害応急措置届	・委任状(申請者以外の方が手続きをする場
	(事務手続要綱 様式 (緑地保	合)
	全)第 11 号)	

【申請図書の記入における注意点】

(1) 様式について

申請書等の様式	注意点	
事務手続要綱 様式(緑地	申請者は行為者となります。	
保全)第1号	区域名	地区計画条例別表第 11 に記載された区域名を記載してく
事務手続要綱 様式(緑地		ださい。
保全)第9号	行為の種類	以下のうち、該当する行為を記載してください。
事務手続要綱 様式(緑地		・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
保全)第10号		・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採そ
事務手続要綱 様式(緑地		の他の土地の形質の変更
保全)第11号		・木竹の伐採
事務手続要綱 様式(緑地		・水面の埋立て又は干拓
保全)第12号		・屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積
	行為地	行為を行う所在地を特定できるように記載してくださ
		٧١°
	行為の期間	行為の着手及び完了の予定年月日を記載してください。
	変更の内容及びそ	変更を行う場合に、内容及びその理由を記載してくださ
	の理由	٧٠ _°
	(ただし、様式第	
	11 号は除く)	

(2) 添付図書について

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公 共建物、河川、湖沼等)
現況図	縮尺 (600 分の1以上)、方位、地形、敷地の境界線及び写真撮影方向
現況写真	現況の概要が確認できる写真
配置図	縮尺(600 分の1以上)、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物及び木竹等との関係、位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
造成計画平面図	縮尺(600 分の1以上)、方位及び行為地の境界線(許可行為変更の場合は、対照平面図とする。)
造成計画断面図	縮尺(600分の1以上)(現況及び行為後を対比できるように図示する。)
計画図	縮尺(600 分の 1 以上)、方位、行為地の境界線並びに伐採木又は伐採林の位置及び区域
委任状	代理人が手続をする場合に添付してください。様式は定めていません。申請者本人の署名又は記名(必要に応じて代理人の印)、委任事項(例:地区計画制度の緑地(樹林地、草地等)の保全のための制限が適用される区域内における行為の許可等の申請に関する一切の手続き)を記載してください。
その他の当該行為の 号の場合)	の概要を記載した図書(地区計画条例第 16 条第1項第1号、第2号、第4号及び第5
平面図	縮尺 (200 分の1以上)、方位、敷地 (行為地) の境界線及び工作物の配置 (許可行為変更の場合は、対照平面図とする。)
立面図	縮尺(200分の1以上)、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩(4面を原則とする。)
構造図	縮尺及び主要部分の材料の種類